

阿倍野区通学路安全対策会議開催要綱

制 定 令和3.10.26

(開催)

第1条 阿倍野区の通学路の安全確保を目的として、阿倍野区通学路安全対策会議（以下「通学路安全対策会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 通学路安全対策会議は、区内の通学路において特に危険と思われる箇所について対策を協議する。

(組織)

第3条 通学路安全対策会議は、次の各号に掲げる職にあるものをもって組織する。

- (1) 阿倍野区長（以下「区長」という。）
- (2) 阿倍野警察署長
- (3) 阿倍野警察署交通課長
- (4) 建設局平野工営所長
- (5) 阿倍野区副区長
- (6) 阿倍野区役所市民協働課長
- (7) 阿倍野区役所教育支援担当課長
- (8) 協議対象となる通学路に關係する校長
- (9) その他区長が必要と認める事業所その他出先行政機関の長

2 区長は、会議を主宰し、会務を総理する。

(会議)

第4条 通学路安全対策会議は、必要に応じて区長が前条第1項に定める者を招集して行う。

(小会議)

第5条 通学路安全対策会議における協議内容の円滑な推進及び速やかな処理を図るため、通学路安全対策会議の下に実務担当者で組織する阿倍野区通学路安全対策小会議を設置する。

(庶務)

第6条 通学路安全対策会議の庶務は、阿倍野区役所市民協働課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月26日から施行する。